

社会福祉推進委員活動費補助金交付要綱

(総則)

第1条 本市における社会福祉推進委員（以下「推進委員」という。）の活動費の支給に対する補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、社会福祉法人横須賀市社会福祉協議会とする。

(補助金)

第3条 市長は、予算の範囲内において、前条に定める者に対し、推進委員活動費の支給に要する経費に充てるための補助金を交付することができる。

(補助内容等)

第4条 補助内容、補助対象経費、補助基本額、補助率及び補助金の交付方法については、別表に定めるところによる。

(実績報告)

第5条 補助対象者が、規則第10条に定める実績報告書に添付する書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 支給対象者（推進委員）数の内訳

(2) 推進委員の活動実績の報告

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区 分	補 助 金
補助内容	推進委員活動費の支給に要する経費
補助対象経費	推進委員に支給する活動費
補助基本額	予算の範囲内で市長が定める額
補助率	100分の100
補助金の交付方法	概算払いとする。